



広報資料

【問い合わせ先】

第一管区海上保安本部 警備救難部刑事課

刑事課長 高田 浩二

TEL 0134-27-0118 (内線 3170)

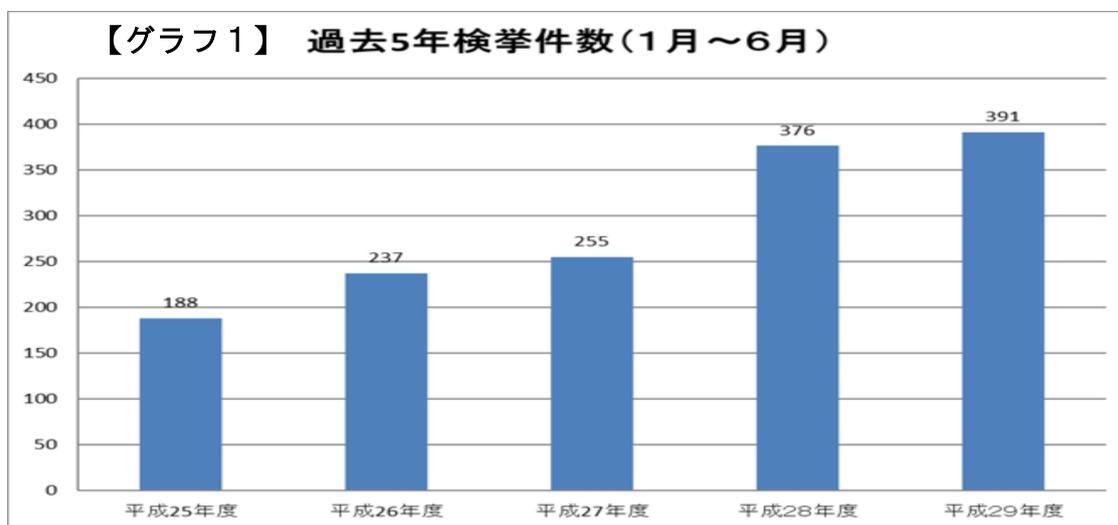
平成29年上半期における海上犯罪の取締り状況について

第一管区海上保安本部では、平成29年上半期（1～6月）における管内の海上犯罪発生状況を取りまとめた状況は下記のとおりとなっております。

1 海上犯罪の取締り状況

当管区内では、本年1月から6月末までに、刑法犯14件、海事関係法令違反73件、環境法令違反36件、漁業関係法令違反207件、薬物・銃器事犯41件、その他20件の合計391件を検挙しています。

これは、昨年の同期比（1～6月）における検挙件数376件から15件の増加、過去5年間の同期比では最も高い数値となっております。



2 漁業関係法令違反の傾向

漁業関係法令違反は、過去5年間に於ける同期比では昨年同様に207件（153名）と多く、組織的密漁グループによる「なまこ」を狙った組織的な密漁事犯及び漁業者による「かに」密漁事犯が存在する一方で、非漁業者による「貝類・海草類等」の不法採捕が横行しており、本年1月から6月末までに於ける「漁業権の侵害」

での検挙件数は、昨年同期比の70件から110件と急増し、過去5年間で最も高い数値となっております。

また、その他の犯罪形態としては、禁止区域・期間中における採捕等の北海道海面漁業調整規則違反が91件、その他の違反は3件でした。

漁業関係法令違反による検挙者の内訳としましては、153名のうち、漁業者が6名、非漁業者が139名、組織的密漁グループ8名となっており、非漁業者が全体の約91パーセントを占めております。

非漁民による密漁は、未だ罪の意識が薄く軽い気持ちで水産物を不法に採捕する傾向が多大にうかがわれ、今後、気温の上昇とともに本格的なマリンレジャーシーズンを向かえることから、海水浴等を装ったこの種事犯の増加がさらに懸念されます。

※ 「漁業権の侵害」:

漁業権は、「一定の水面において特定の漁業を一定の期間排他的に営む権利」とされており、このような漁業権に基づく漁業を営む権利を侵害する行為は、漁業法第143条に定める「漁業権の侵害」に該当します。(20万円以下の罰金)

具体的形態としては、次のような行為を言います。

- ① 敷設若しくは使用中の漁具又は養殖施設の毀損によって、現実に採捕又は養殖行為を妨害する行為
- ② 漁場内における採捕又は養殖の目的物たる水産動植物を採捕する行為
- ③ 水質の汚濁や工作物の設置等によって、漁場内における採捕又は養殖の目的たる水産動植物の棲息及び来遊等を阻害する行為

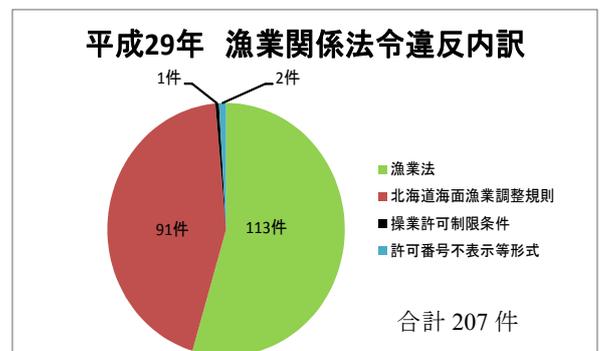
※ 「北海道海面漁業調整規則違反」:

主な違反の形態(レジャー密漁の場合)

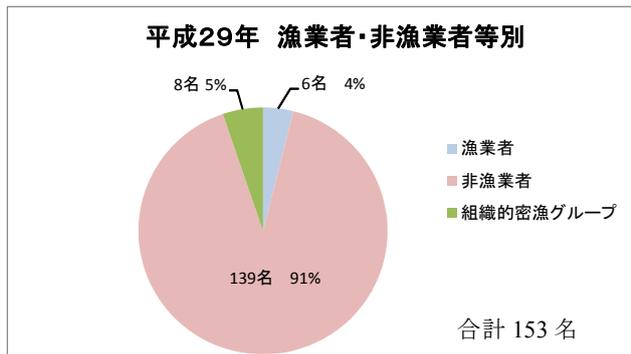
- ① 体長等による制限又は禁止・・・規則第35条
- ② 禁止区域及び禁止期間・・・規則第39条
- ③ 遊漁者の漁具又は漁法の制限・・・規則第44条



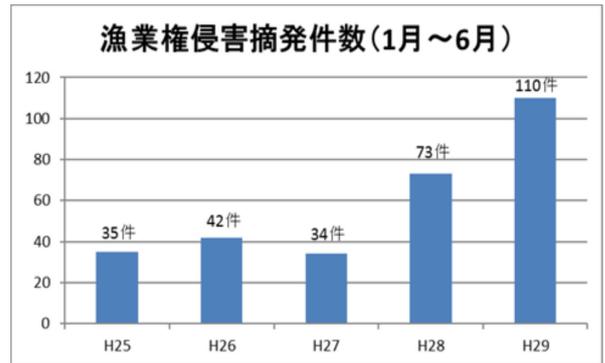
【グラフ2】過去5年間に於ける漁業関係法令違反検挙件数



【グラフ3】漁業関係法令違反の内訳



【グラフ4】 漁業関係法令違反検挙者の内訳



【グラフ5】 漁業権侵害摘発件数

3 今後の取り組みについて

第一管区海上保安本部では、本格的なマリンレジャーシーズンに向け、関係機関との合同パトロール及び各漁業協同組合と連携を一層強化し、非漁業者に対する広域的な密漁防止啓発活動を展開するとともに、各市町村の防災無線及び地域FM局等の協力を得る等して、密漁防止を呼びかける活動を推進する一方、陸上・海上・上空からの広域的な監視及び取締りを強化し、悪質な密漁者に対しては逮捕していく方針です。

4 平成29年における主要密漁事件について

(1) なまこ潜水器密漁グループの摘発！

小樽海上保安部は、平成29年6月15日、北海道余市郡余市町の海岸において、簡易潜水器を使用して採捕した「なまこ」約140キログラムを所持していた8名を同月21日までに逮捕しました。



密漁に使用された道具等



密漁された「なまこ」

◇ 当管区では、平成18年以降、これまでに同種なまこ潜水器密漁で関係者171名を逮捕しています。

- ◇ 当管区では、関係機関等との連携を図り、暴力団をはじめとする悪質な組織的密漁グループにより横行する「なまこ」潜水器密漁事犯に対し、陸上及び海上からの監視・取締りをさらに強化します。

(2)道東方面で漁業者によるかに密漁事犯を相次いで摘発！

本年4月以降、釧路海上保安部、羅臼海上保安署、根室海上保安部において「けがに等」を不法に採捕した漁業者を相次いで逮捕しました。

事犯の詳細は以下のとおりです。

【釧路海上保安部】

平成29年4月11日、釧路市の沖合において採捕された「けがに」261尾（約190キログラム）を許可制限に違反して海中に戻さずに陸揚げした漁業者2名を逮捕。

【羅臼海上保安署】

平成29年6月27日、標津町沖合において、「たらばがに」等370尾（約183キログラム）を無許可で採捕した漁業者1名を逮捕。

【根室海上保安部】

平成29年7月4日、北海道知事が定めた体長等の制限に違反して採捕した「はなさきがにの雌がに」等を所持していた漁業者7名を逮捕。



密漁された「はなさきがに」(根室)



密漁された「けがに」(釧路)

- ◇ 当管区では、近年、漁業者によるかへの不法採捕事犯が増加してきたことから、さらに監視・取締りを強化しています。